意見書 平成 20 年 6 月 23 日 総務省情報通信政策局 放送政策課御中

氏名:水上圭輔(みずかみ けいすけ)

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書」 (案)に関し、以下のとおり意見を提出します。

3-5~3-8 デジタル新型コミュニティ放送について 周波数の割り当て及び実現については、 現在なお進行中である「平成の大合併」による、サービス地域の変更・競合・重複が 起こらないよう、充分に討議を重ねて頂きたい。

# 4-2 サービスの定義について

現在、すでにアナログラジオ放送を行いながら、当サービスへの参入を図ろうとしているものの多くは、動画サービスを売りにするようだが、それでは、ワンセグテレビと何が違うのか明確にして頂きたい。

(報告書内の「現在の各放送の定義」における表でも、ワンセグ放送とデジタルラジオの簡易動画付き放送は、周波数帯の違い以外は、全く同じ欄を示している。)動画ばかり追うと、これまで80年以上に亘って培ってきた、「ラジオ」そのものが、テレビに飲み込まれるのではないかと懸念します。

もっと、従来のラジオの特性を活かしたデジタルラジオサービスの向上に努めて頂きたい。

# 放送対象地域の在り方について

全国向け、地方ブロックもしくは各県域向け、コミュニティ向け、いずれも、重要であるので、昨今の改革における、道州制の導入や市町村合併による影響も考慮しつ、柔軟に免許交付を行って頂きたい。

全国ブロックでの放送サービスにおいては、情報発信地が東京大阪といった大都市に偏りすぎないよう、支局からの中継放送など、地域の空洞化の促進を防止するようなサービスを心がけて頂きたい。

インターネット及び、地上デジタルテレビ放送において発生している、地方在住者や 低所得者層が切り捨てられる、"デジタルディバイド"が、この地上デジタルラジオ、 マルチメディア放送サービスでは発生しないよう、心がけて頂きたい。

#### ハードソフト一致か分離か

インフラと番組内容両方に責任を持たなくてはいけないのも理解できるが、より多くの事業者がより多くのコンテンツを発信するためにも、柔軟な制度の適用を希望しま

## 参入する者の決定に当たって考慮する事項について

長年蓄積されたノウハウを活かすべく、既存放送事業者の優先を求める意見が多いようだが、その長年ということに胡坐を掻きすぎ、視聴者との乖離も感じる。よって、新しいマルチメディア放送を実現するためにも、新規事業者も参入しやすいよう、既存放送事業者には、「配慮する」程度にとどめるべきと思われる。

### 使用する周波数帯について

使用周波数帯が、平成 23 年停波予定のアナログテレビの部分とのことだが、現在試験 放送で使用している端末利用者へのフォローは考えているのか?

受信端末との関係について、適用すべき技術基準及び複数方式採用の可否について 現在すでにアナログラジオ放送事業を行っている業者は、ワンセグテレビと1セグメ ントによる ISDB-Tsb の方式及び、ワンセグテレビと統一した ISDB-Tmm 方式のみでの実 施を目指すようだが、

地方ブロック向け、およびコミュニティ放送は良いとしても、全国ブロックでの放送でも、その方式での放送のみというのは、

現在、異なる方式で運営放送されている、モバイル放送(モバ HO!)と競合しますし、この方式つぶしになってしまうのではないか、と懸念します。

また、かつての BCL ラジオブームのように、デジタルラジオ受信機を通して、各国のラジオ放送に親しみ、国際交流を展開するためにも、T-DMB、DVB-H、MediaFLO、IBOCのような異なる方式での受信も考慮して、開発を行って頂くことで、受信機の国際市場における競争力の強化にも繋げ、

お互い切磋琢磨しあい、より良い視聴者へのサービスを心がけて頂きたい。

### NHK によるチャンネルリースについて

視聴者からの受信料で経営が成り立っている NHK において、チャンネルリースで収入を得ることはそぐわないと感じます。制作委託、番組販売などで対応すべきと考えます。

以上